

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [労働基準法上の労働時間の定義（1）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[🔍 キーワード検索はこちら](#)

労働基準法上の労働時間の定義（1）

法定労働時間

「法定労働時間」とは、労基法が定める1週及び1日の最長労働時間のことである。労基法32条では、その1項に「使用者は労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならない」と定め、続いて2項では「使用者は1週間の各日については労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない」としている。これらに違反して労働者に労働させた使用者には、罰則の適用がある。

法定労働時間

法定労働時間	労基法が定める1週及び1日の最長労働時間のことである（労基法32条：週40時間、1日8時間） 1人が2つの事業場で働いている場合（労基法38条1項：両方の労働時間を通算）
(1)1日とは	「午前0時から午後12時までのいわゆる暦日をいう」（民法140条及び141条） 2暦日にわたる継続勤務はたとえ暦日を異にする場合でも1勤務として取り扱う（昭63.1.1 基発1号）
(2)休日を含む2暦日勤務の考え方	休日の起算日につき原則として暦日ととらえて、たとえば休日の午後10時から翌日の午前9時まで継続勤務した場合、午後10時から午後12時までは休日労働及び深夜労働に該当し、翌日の午前0時から午前5時までの間は深夜労働となり休日労働ではない（平6.5.31 基発331号）
(3)1週間とは	労基法での定めはないが、行政解釈によれば、就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる歴週である（昭63.1.1 基発1号）

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**